

K & N I P NEWS

*** 今回の内容 ***

特許法等の平成23年改正法が公布されました。

5月31日に国会を通過した特許法等の平成23年度改正案が6月2日に公布されました。

公布から1年以内に施行されることとなりますが、具体的な施行日の発表は未だされておりません。主な改正内容は、以下のとおりです。

- 新規喪失の例外の適用範囲の拡大（特許法30条2項）
特許を受ける権利を有する者の行為に起因して発明が公知となった場合には、公表態様を問わず新規性喪失の例外適用が受けられることとなります。
- 外国語書面の翻訳文追完制度（特許法36条の2第4項）
正当な理由がある場合には、翻訳文提出期限経過後も、一定期間内に翻訳文を提出できるようになります。
- 冒認出願に対する移転請求権（特許法74条）
真の発明者又は譲受人でない者が特許出願を行ういわゆる冒認出願については、権利発生後には無効理由となるのみでしたが、今回の改正により、特許権を生かしたまま、真の発明者に権利移転ができるようになります。
- 通常実施権の第三者対抗要件（特許法99条）
通常実施権は、登録しなくとも、第三者（例えば特許権が移転された場合の譲受人）に対抗できることとなります。
- ダブルトラックの弊害是正（特許法104条の4）
侵害訴訟の認容判決が確定したときは、その後、特許無効審決が確定しても、確定の事実を再審の主張とすることができなくなります。
- 一部の請求項の訂正請求（特許法134条の2）
訂正審判において、一部の請求項の訂正請求が認められることとなります。ただし一群の請求項（独立請求項とその従属項）は、一体として請求する必要があるとあります。

- 一事不再理の人的範囲縮小（特許法 167 条）
同一事実および同一証拠による審判請求の制限を受ける者を、請求人に限り、第三者を除外することとなりました。

- 商標権消滅後 1 年の登録禁止廃止（商標法 4 条 1 項 13 号の削除）
商標権の消滅後すぐに、同一・類似商標の第三者による登録が可能となります。

- その他料金関係
 - ・ 中小企業等の特許料減免制度の適用期間が 3 年から 10 年に延長されます（107 条）
 - ・ 特許料追納による特許権の回復期間が 6 カ月から 1 年に延長されます（112 条の 2）
 - ・ 国際出願手数料の調査手数料が引き下げられます（国際出願法 18 条）
 - ・ 意匠登録料の 11 年から 20 年度の料金が引き下げられます（意匠法 42 条）

文責：弁理士 中根美枝

2011 年 6 月 7 日

笠井中根国際特許事務所